

趣旨説明 則久 雅司（環境省動物愛護管理室長）

皆さんこんにちは。今日の趣旨説明を10分ほどさせて頂きたいと思います。

法律の目的をおさらいしたいと思います。大きくは2点です。動物の「愛護」ともう一つは動物の「管理」。これらを通じて、前回の改正では「人と動物の共生する社会の実現」を図ることが目的に追加されて参りました。もう一つ、第2条に基本原則というものがございます。平成11年の改正で、第2条の基本原則に「命あるものである動物・・」というように、動物は命あるものということを法律で明記しておりますが、前回平成24年の改正では、所謂、アニマル・ウェルフェアの5つの自由の考え方が、第2項に入ってきました。第2条の基本原則の中では動物愛護と動物福祉という2つの考え方が入っていると考えられます。ここで、少し悩ましい問題も出て参ります。動物愛護という考え方では、動物は「命あるもの」という考え方をするのですが、西洋の動物福祉の考え方では、動物は命あるものというよりは、「sentient beings、感受性がある・意識があるもの」という捉え方をします。つまり、日本人が思うような動物は「命」という感覚ではなくて、動物は、「感受性があり、苦痛を感じる存在」という捉え方をしている。こうした、日本と西洋の考え方の違いが一つの法律の中に入って参りました。

これは法律の構造を記したのですが、動愛法のうち、理念法としての部分が、基本原則、責務、それから飼養保管基準、これらは飼い主の努力義務なので罰則はございません。こういった理念法としての規定は、実験動物・産業動物・家庭動物・展示動物の全てに適用されます。一方、規制法としての部分については、終生飼養が前提となる家庭動物や展示動物の取扱業に対してのみ規制がかかっており、実験動物や産業動物への規制はございません。ただし、虐待とか遺棄の禁止は、全ての飼養動物に対して適用されるという仕組みとなっております。

これは皆さんご関心が高い幼齢規制の関係でございます。現在、法律の本則では56日になっておりますが、附則において、経過措置として、28年9月から別の法律で定める日までの間は49日、要するに7週間となっております。この附則では、科学的知見の更なる充実を踏まえた社会一般への定着度合いですとか、業者の方へのその科学的知見の浸透の状況といったことも含めて総合的に加味した上でこの施行日を決めようということになっておりまして、環境省では、この附則の規定に基づいてこれらの調査をさせて頂いているところです。現在、多くの飼い主の協力を得てサンプルを集めているところでして、おそらくこの秋には大体の結果が出てくるんじゃないかと思えます。その解析には今日ご講演いただくサーベル先生が開発された「C-BARQ」というシステムを採用いたしまして、もう一人の基調講演の麻布大の菊水先生に協力をいただいているところです。

動物愛護管理法に基づく基本指針の中の合意形成というところにこういう風に書かれています。国民が動物に対して抱く感情は様々であり、それは多様であって良い。しかし、「万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない」。もう一つ、「我が国の風土や社会の実情を踏まえて」形成していくことが必要ともされています。社会的規範とは、法律でいろんな規制

をする際に一つの裏付けになるものなのですが、法律ができて 40 数年経っても、まだ国民共通の考え方が構築できていないということが書いてあるということです。この社会的規範としての動物の愛護と管理の考え方を皆さんの合意形成のもとに作っていくのに何が必要か。それが一つは「普遍性及び客観性の高いもの」という部分でございますし、もう一つが「我が国の風土や社会の実情を踏まえたもの」というこの二点からになるかと思えます。

今日は、後半のパネルディスカッションで、この図に示す4つの視点というものが整理できないかと考えました。一つ目の視点は、今日のテーマの「科学」です。客観的・普遍的な考え方をしていくためには、科学的知見に基づいていかないといけない。一方で、科学だけでは物事は決められないこともございます。例えばAとBを比較して、優位差がある、優位差がない、ということは科学的に分かる。優位差がなければ取り扱いを変えなくていいのですが、優位差があったとして、この高い方と低い方と二つあった時に、どこに境界線を引くのかというのは、これは科学だけでなく社会としての総合的な評価の部分が入って参ります。そういった部分があるとなれば、やっぱり他の視点も色々検討していかなければならない。その一つが、この「道徳、倫理、生命観、動物観」。やっぱり日本人は動物のことを命だと思ふ、愛おしく思ふ、そういう動物に対する感覚を有していることは大事だと思います。もう一つは「法律」ですね。いくら可哀そうだと思つたとしても、法律の観点でどうしていくのか、憲法との整合性が取れていないといけません。それからもう一つは「生活、経済、行政」。いろいろとお金がかかる話なので、そこを実際にどうしていくのか。こういったことをトータルに加味してやっていくのが行政分野の特徴でもあろうかと思えます。

本日は、基調講演ではジェームス・サーベル先生と菊水先生からご講演を頂きます。それから後半のパネルディスカッションではこの二人の先生にもご参加いただきまして、東京大学の西村先生、それから渋谷弁護士、新島先生、それから私でパネルディスカッションをさせて頂きます。これから5時近くまでディスカッションを続けていきますが、是非最後までご参加頂ければと思っております。

基調講演① ジェームス・サーペル（米ペンシルバニア大学教授）

動物の行動について研究をする際に様々な課題があります。まずペットとして飼われている犬というのは、ほとんどが家の中で過ごしているため、外からどのような様子であるのかということを見たり、記録をしたりすることができませんし、観察をすることができません。多くの場合に、合理的な情報源として情報を得ることができるのは、犬の飼い主ということになります。従って犬の飼い主から情報を得て調査をするという手法を開発することが必要になります。そこで実践的であらゆる目的で使えるような測定手段を開発したい。つまりどういう行動を犬が取っているのか、問題行動があるのか、飼い主にアンケートをして調べるアンケート調査法を開発したいと考えました。そして、C-BARQ、Canine Behavioral Assessment & Research Questionnaire、犬の行動評価、研究質問表という調査手法を作りました。この質問表は理論的には誰でも使うことが可能で、犬の行動について分かっている人であれば誰でも活用可能です。100の質問から成立していき、質問の一つ一つが、犬が暴露されるかもしれない日常的な状況、それから刺激についての質問です。

こちらがウェブサイトで、ここでログインして質問表を記入して完了することができます。現在、データベースのデータとしては4万頭の飼い犬と、それから3万頭の盲導犬ですとか、サービスドッグ等の作業犬のデータが入っていますので、かなりのデータが集まっています。これだけ多くのデータが集まりましたので、犬の集団に対しての規範的な行動データとして非常に信頼性が高いものを得ることができました。また、集団全体についてもデータとして得ることができていますし、数多くの犬種について犬種ごとのデータも集めることができました。

ここでご紹介したいのが、犬種によって行動の違いはどのようなものがあるのかという定量化されたものです。アメリカのケンネルクラブで登録されている中でも、一番人気が高い30の犬種についてのスタディーです。恐怖と攻撃性について相関を見てみますと、このようにきれいな線形の相関が見られます。攻撃性と不安が相関しているというのは、考えてみれば理にかなっていることであって、小型犬のほうが恐怖を感じやすい。また、サイズとの相関が見られていて、こちらは、横軸は体重で、縦軸は見知らぬ人に対する恐怖で、やはり小型犬のほうが恐怖が強くなっています。小型犬種はこの恐怖、あるいは不安の他に、他の項目でも高いスコアになっています。例えばマウンティング、あるいは愛着、注目、注意の要求やほえ続けるということ、あるいは脅迫的な他者に対するグルーミング等、全てで高いスコアになっています。そこで、これらの問題は全て何らかの共通の因子に関連性があるのではないかと示唆されています。

この行動の個体差からはどこから来るのかということですが、さまざまな原因が考えられます。一つが遺伝的な要因であります。またエピジェネティクスと呼ばれている要因も考えられます。エピジェネティクス、構成遺伝でありますけれども、これは、ある遺伝子が発現するか発現しないかということからくる違いです。これは、ほとんどが胎生期の違いから起こるものです。また新生期の環境の違いによって起こる違いも考えられます。産まれた直後の環境による違いでありますけれども、動向効果も考えられますし、あるいは母親のケアによる違いもあります。またその前に戻りますけれども、この母性ホルモンによる影響というものも考えられます。また社会化の影響、つまり発育期の適切な社会的環境への露出です。また幼少期の逆境の影響も考えられます。

ここでは二つの犬種を比較しております。一つがアメリカン・エスキモー・ドッグです。このアメリカン・エスキモー・ドッグはこのカテゴリー、つまり見知らぬ人に対する攻撃で、最もスコアの高い犬種でした。そして一番スコアの低いのが、グレイハウンドでした。ご覧のように、グレイハウンドは90%もこの見知らぬ人に対する攻撃で、一番低いスコアになっております。従ってグレイハウンドでは、ほとんど個体差がないということが言えます。ほとんど全頭、一番低いスコアに近いということです。それと比較してアメリカン・エスキモー・ドッグには、ばらつきが見られます。一番低いスコアで20%ぐらいですけれども、全スコアに分布して、中には一番高いスコアを取った犬もいました。

さらにC-BARQを使って犬の行動に対する、幼少期の環境がどう影響したかということも調べておりますので、その結果をご紹介します。ご覧のように、非常に幼少の頃に飼い主が入手した場合、つまり4週から6週齢ぐらいのときに入手したというのは、どの問題行動の項目でも数値が高くなっております。そしてその次がもっと成長してから、18週以降に入手したという犬でした。そして、7週から9週齢ぐらいの時期に飼い主が手に入れた子犬が、一番どの項目でも低い傾向にあります。もう一つ、幼少期の環境の影響を見ております。これはペットショップと家庭内のブリーダーを比較しております。この場合のノーコマースシャルブリーダー、家庭内のブリーダーというのは小規模なブリーダーで、1年に1回か2回の犬が出産をするというようなブリーダーです。そしてその結果は、驚くようなものでありました。全体を見てみて、他の入手先は無視してブリーダーとペットショップだけを比較してみても、どの項目について、どの問題行動についても、ペットショップというのが悪い結果になっております。現時点では、このペットショップの子犬とブリーダーの子犬のこの差がどこから来るのか、どういう理由があるのかということはまだ分かっておりません。

C-BARQを使うことで犬種内の行動や気質の違い、また個体差も定量化することが可能になりました。そしてこれらの違いの原因、その理由に関して新しい理論を提案することが可能になりました。また従来の社会化の期間のその前、あるいはその後の幼少期の環境が、行動に対して長期的な影響を及ぼさうということを示しております。本日はありがとうございました。

基調講演② 菊水 健史（麻布大学教授）

麻布大学の菊水と申します。どうぞよろしくお願ひします。サーペル先生から C-BARQ の有用性を非常に力強く話していただいたので、私の方はどちらかというと、分子とかホルモンに着目した最近の研究を紹介したいと思っております。30 分と限られた時間ですが、五つぐらいのテーマをお話したいと思ひます。まず発達期環境、特に母子間の関係が持つ意味とは何だということをちょっとオーバービューで振り返ります。2 番目としては幼少期、母子間の持つ重要性をマウスの研究から紐解いていきたいと思っております。次にこの 10 年ぐらい犬における幼少期環境とストレス応答性の発達を盲導犬協会との共同研究で行ってきておりますので、それをご紹介して、そこで分かってきたそのストレス応答性、グルココルチコイドの分泌が、人と犬の絆の形成や犬の進化の観点からどういう意味を持つかというのを紹介したいと思ひます。

母子、親や子どもとの関係がいかに大事かというのを最初に人の心理学のほうで説いた、非常に有名な本を書かれたのはジョン・ボウルビーというイギリスのお医者さんです。彼は両親を亡くしたお子さんたちが、身長が伸びないとか体重も増えない、言葉もうまくしゃべれない、死亡率が多い、社会性も育たないってことを発見されました。これは恐らく母親とか父親という全身を預けられるような安心できる基地を失ってしまったからだろうということ、本にまとめてあります。時を同じく、ハリー・ハーロウという、非常に有名なアカゲザルの研究者ですが、母親から生後間もなく離した子猿を、人形に抱きつかせて人工保育で育てるという研究をなさいました。これによって母と子の関係がどういふふうになり立つのかということに加えて、こうやって人形の元で、人工保育で育った子猿というのがほぼ完全に社会性を失ってしまう。小さい時の社会的環境が、脳や行動の発達に非常に重要であるというのを実験的に示した先駆的な研究になっております。

僕らはこれをもう少し分子、ホルモンのレベルで解析しようということで、まずはマウスを用いた実証研究からスタートしました。モデルは簡単で、通常マウスやラットというのは生後 21 日で親元から離れていきます。離乳して独り立ちしていくわけです。今回の実験では、それよりも 1 週間早い 14 日齢で親元から離す分をつくって、それがどういふふうに行動的な変化を起こすか、あるいは中枢神経系が変化するかということ調べていきました。早期離乳されたラットは高い不安行動を示すということがまず分かりました。

HPA 軸の発達はさまざまな因子でできるのですが、母子間によって影響を受けるということは多くの研究でこれまで分かってきました。例えば、3 週齢、5 週齢、8 週齢と、三つの発達時期の血液を採取して、血中のグルココルチコイドを測りました。雄では差が出まして 8 週齢のところでは、早期離乳群は通常離乳群に比べると高いグルココルチコイドを示すということが分かりました。今度はその動物にストレスをかけます。そうすると雄でも雌でも、早期離乳されてようが通常離乳されてようが最初反応します。しかし、早期離乳された雄マウスというのは恒常的にグルココルチコイドが出やすくなっている状態であるということが分かりました。どうも自分自身でブレーキをかけるシステムに障害が出ているんじゃないかということが分かりました。

脳の中にブレーキをかける場所というのは、海馬と視床下部にあります。その視床下部下垂体副腎軸の HPA 軸でグルココルチコイドが分泌されるわけですが、これは血中を回って脳にもう一回作用すると、その作用の入り口がこのグルココルチコイド受容体というところになります。通常離乳群より

も早期離乳群のこの発現は低い、つまりブレイキが少なくなっているということが分かりました。面白いのは、3週齢と逆で早期離乳群のほうがとても多く発現しているということも分かりました。早期離乳された雄だけが、変化を受けているということが分子レベルで分かりまして、この発現の違いっていうのは恐らく3週齢のグルコルチコイド受容体と一致して、発現量は増えてくるんですね。早期離乳群の雄ではここが多くて、通常離乳群の雄は低い、雌ではそういう変化を受けないという、非常にこの図を見ると一致した結果が生まれて。エピジェネティックのメカニズムは、出産後の母子間、特に泌乳期の末期においても母子間を障害することによって変化し得るものだということが分かりました。

他にも早期離乳マウスをモデルにして、さまざまな行動テストをしました。早期離乳されたマウスでは不安行動が上昇します。社会性が低下します。先ほど話したようにストレスの応答性は亢進します。一つの同じストレスを受けても過敏に反応してしまうようになります。今のところその分子メカニズムを調べようということで実験を継続しています。分かったことといえば、グルコルチコイドの分泌が高くなるということがまず一つです。脳の場合としては海馬と前頭葉前野が関わるだろうということまで分かりました。そのグルコルチコイドの影響というのは何で行動が変わるかっていうのも分かってきて、BDNFというタンパク質が、表の3番の所のメチル化が変化することが大事だろうということが分かって、それが前頭前野から扁桃体という不安をつかさどる所のネットワークを障害します。これによって社会性の低下と不安行動が上昇するだろうということが分かってきました。

犬では、日本盲導犬協会との共同研究をスタートしています。妊娠した母犬の尿中コルチゾル、ストレスホルモンの量を測ったり、その出産後の育児行動を毎日毎日記録し続けます。さらにその子犬のストレス発達の指標として、尿を集めてコルチゾルを測定すると。これまで私たちの研究で分かったことっていうのは、犬は4週齢までは、新生仔には嫌悪学習をしない時期が存在するといわれていて、嫌な経験をしてもグルコルチコイド、ストレスホルモンが出ないんです。まとめると、母親がたくさん世話をして授乳をすればいいんですけど、それがちょっと低い母親の場合、グルコルチコイド、5週齢が下がってくる。つまり不応期が早く終わるってことです。それによって入所後の犬のストレス応答性が高進するということと、恐怖心が大きくなるということが分かりました。人とのコミュニケーション能力では、欧米犬種に比べて柴犬は少しスコアが下がります。もう一つ、高いグルコルチコイドが人とのコミュニケーション能力を障害してくるだろうというのが分かりました。

マウスの研究から長期的不安やストレスの高進や、グルコルチコイドは関与するだろうと。でも犬のグルコルチコイドは、学習能力を低下させ感受性は増加する。犬のグルコルチコイドは幼少期のストレス応答性で予測可能であると。今後、犬の遺伝子を解析することで、人、犬の視線を介したコミュニケーションの遺伝学的な獲得を明らかにするために今進めているところです。以上になります。ご清聴ありがとうございました。

パネルディスカッション(4氏プレゼンテーション)

西村 亮平 (東京大学教授)

皆さん、こんにちは。日本ペットサミットという団体もやっており、その関係で則久室長に声を掛けていただきました。今日は動物愛護・福祉の問題を四つの側面から分けて考え、それらを統合して、日本の動物愛護とか福祉をどのようにしていくべきかをディスカッションしましょうというのが趣旨です。

それでは、私の方から科学的な視点についてお話をしたいと思います。科学というと普通は自然科学のことを指しますので、その自然に属するいろいろな現象の法則性を明らかにする学問ということになります。しかし、学問が進んでくると社会科学とか人文科学などが派生してきました。これらの科学の特徴は何かというと客観性です。じゃあ科学が世の中にどのように役に立っているかということなんですが、例えば糖尿病の人は世の中にたくさんいます。その人を何とか治したいというふうには科学者が考えたらず、なんで糖尿病になるかを研究します。そのメカニズム分かったらどこをどういうふうにすれば治るのかと進みます。これに基づいていろいろな薬剤を化学的に合成して開発します。次にこれを使って実験を重ねこれ効きそうだとということが分かったら、まずは患者さんで臨床試験をします。実際やってみたらうまく効き、安全性も高いということが分かったら、今度は広く知ってもらうために科学論文として公表し、最終的に糖尿病の改善に結びつきます。これが科学です。その過程では客観的な方法で客観的にデータを得て、データを客観的に解釈することが鉄則になります。もう一つ科学が社会の役に立つ例として、いろいろな社会的問題に対して、普通はとにかくたくさんの意見が存在します。その時に役に立つのが、客観的な判断基準であり、科学的データということになります。

ただし、科学にはまだまだ欠点があります。その一つは科学で見ていることは氷山の一角であることが多く、この辺のとんがりがどうなっているんだ、みたいなことを調べているという側面があります。しかし、それは科学を否定するものではなく、科学はステップ・バイ・ステップで進んでいくものだとこのことです。一つ一つを積み上げていくことによって、最終的に色々な真実が分かってくるということです。

また科学はまだ完全じゃないという部分もあります。これは読む力に問題がある子どものトレーニングに犬を参加させるといいですよという論文ですが、犬に向かってしゃべる練習をする子は、犬が横にいてくれると緊張せず安心してどんどん読めるようになるという結果です。この論文だけを見ればもうこれで解決と思ってしまうがちですが、同じような論文をたくさん集めてみると、犬がいると効果はありそうだけど、はっきりしないこともたくさんある。こういう試験は評価基準に完全なものがまだないので、評価がばらつくということです。

これは犬派の人と猫派の人の性格を調べたものです。このデータがニュースとして出てくる時には、猫派の人は内向的で協調性がなくて神経質でただ新しいもの好きという風にされてしまいがちですが、ここで示されているのはあくまでも平均値であり、犬派でも猫派でも実は色々な人がいるわけで、せつかく客観的に取ったデータでも、その解釈が客観的でなかったらダメだということです。

最初にお話ししたように科学は、多くの問題を解決するときの客観的な判断基準としてすぐ役に立つのだけど、鵜呑みにせずその裏側もよく考えて判断することが必要です。最後の判断は人であるということは忘れてはいけないと思います。

渋谷 寛(弁護士・司法書士)

続きまして、法律的な視点から述べさせていただきます。動物はどのような対象になっているかという、権利の主体ではなく、権利の客体として扱われる物の中に入ってくるんです。動産と不動産等に分けられていますけれども、動物は動きますからこの動産、すなわち物です、物という範囲に入っているというわけです。そして、動物愛護管理法を改正するにあたっては、どのような観点で考えていくかといえば、憲法に適合しているかどうかという観点が必要です。そこを判断する際に、この科学というものはどのように位置付けられてくるかというのを少し考えてみたいと思います。

日本の憲法は残念ながら今のところ動物に対する直接的な配慮はしていない。そういう動物を大切にするという対立概念で、営業の自由を規制することは許されるかという大きな問題があります。立法をしてく場合は、国会の衆議院と参議院でいろんな議論をして新しい法律を作ったり、改正をするわけですが、そのときには立法を支える事実が必要とされています。立法事実というのが存在しなくてはならないというふうに言われています。それは一言でいえば、合理的な理由があるということです。法律で規制を加えるに当たっては合理的理由があるかどうかを判断していかななくてはならないということになります。その際に一般的に必要とされている判断要素は、社会的、経済的、政治的、もしくは科学的事実です。これらを検討しながら、これらに配慮しながら考えていくという手法が一般的には取られているのです。

科学といえども誤りがないとは限らない。例えば 50 年前の科学が、今から見るとそれは全部正しいかという、そうではないと思うのです。科学といえども、不確実で、流動性のある、そういう悩ましい問題も内包していると思えるわけです。多数の科学的根拠に振り回されたり、科学的見解が変化してゆくという、法的安定性が損なわれるような側面もあるわけです。

ただ、比較的、動物愛護管理法に対する規制は、動物はかわいそうだなみたいな感情論で改正しているのではないかと批判を受けることもあるわけです。科学的根拠は、そういう批判に対する抑制になりうるでしょう。一応科学的根拠はきちんと検討しています、調べています、科学的根拠に基づいて改正しているのですということが言えるとすれば、それは合理性を基礎づける根拠の一つとなると考えています。

まとめになりますけれども、先ほど言ったように科学にも陥りやすい欠点のあることを自覚しつつ、その科学的根拠があるかをまず調べ、もしあるのであれば、その科学的根拠を踏まえた上で社会的、経済的、政治的、科学的、さらに動物愛護という側面から、道徳、倫理的観点も配慮して、広い視野からその法律の改正に合理性があるかどうかを検討する必要があると思います。

新島 典子（ヤマザキ学園大学准教授）

私は社会学、死生学が専門で、ペトロス論や生命倫理等を教えております。社会意識のあり方や、人や社会自体の変容を表す「社会現象」として、人と動物の様々な関係性、特に犬、猫、人との歴史的な関係性や死生観、動物観などを研究しております。まず日本人にとって人間の本質は肉体そのものです。だからご遺体を敬い、遺体損壊罪も重罪です。けれども、西洋では魂にこそ価値があるわけで、肉体は仮の衣で全然感覚が違います。その背景にあるのが宗教の影響です。日本では言霊、精霊、地霊信仰など様々な多神教の伝統から神は複数、しかも普段の暮らしや自然の中に鎮座していると考えます。対して西洋ではキリスト教なので、一神教です。さらには風土的な違いもありました。日本は国土の7割が森林で地震や台風など自然的脅威が大規模に定期的に襲ってくるので、逆らわず自然に適応しようという考え方がある。そこに仏教の無常観も相まって、そこそこ満足して楽しく生きようという感覚が芽生えたわけです。

暮らし向きを見ても、日本では四季や豊かな自然、高い穀物生産力に恵まれ、そこそこ食べてゆけたのです。対して西洋では四季の区別があまりなく、あまり食べ物も取れず豊かでは無い。すると、今こんなに苦しいのに頑張っているのだから、せめて死後のあの世では何か救済が待っているのではと考え、今苦しいながらも生きながらえようとするわけです。つまり生は、日本では割と楽しい、だから死を考えるのはやめよう。でも西洋では生は苦しい、だから死を考え、死を見つめて生きようというわけです。何でそんな違いが出てきたのか。日本では人に対してもそうですが、動物には1日でも長く生きてほしいと考えます。QOLに対してSOL(Sanctity of Life、生の尊厳)長さを優先する。だから限界まで殺処分もやりたくない考えるわけです。これに対して西洋では動物は管理対象ですからなるべく苦痛を与えない、必要なら殺処分をする、と飼いきれぬ場合の対応も違ってくるのです。このように、科学的なさまざまな知見が明らかになってもなお、死生観や動物観の影響を免れない現状があります。

では道徳や倫理は私たちの行動にどのように影響しているのか。いずれも宗教や文化の影響を受けて作られます。道徳は正しい行為をなすために守るべき規範の総体、ルールの集まりです。倫理は人間関係のあり方についての社会的要請。社会が調和を保つために、互いに助け合おうというルールです。もともと私たちが内に持つ倫理的姿勢、ですが、ここにさまざまな外からの社会的要請を受けて状況を把握するわけです。そしてどういう行動が適しているのか決めていくといわれます。今後、道徳や倫理を使って世間の動物一般への行動や振る舞いをもし変えてゆくとしたら、まず動物や社会に害を及ぼさないようにしようという倫理的姿勢については、動物観、死生観の影響を色濃く受けていますのでそう簡単には変えられません。そこで、今社会がどんな状況なのか、状況把握のための情報を飼い主さんや社会における動物に関わる方たちに伝えていく。また、新たな死生観が動物に対する倫理的姿勢にも影響してくる可能性があります。それを待つことで動物に対してもQOL重視の行動が選択されてゆくのではないかと思います。

結局、科学と道徳、倫理、生命観、動物観との折り合いがうまくつくには情報を更に周知し、QOL重視の社会意識に社会全体が変わっていくのを待つのも、方策なのではと思います。

則久 雅司（環境省動物愛護管理室長）

続いて、則久からご説明いたします。私は、生活・経済としてみたのですが、主に行政の視点から書いております。

これらは、環境省の動物愛護管理室が今抱えている仕事の数々です。一つは、前回の改正法の附則への対応。不必要な殺処分がない社会を目指しての各種モデル事業。昨年4月の熊本地震の対応を踏まえた災害対策の関係。それから、外部からの問合せ対応。いろんな疑義照会、一般の方からの苦情や問合せ、あと国会質問など、結構なボリュームがございまして多い時期だと6割、7割くらいがこういう外的要因による仕事になってしまいます。やるべきことは多々あるのですが、非常勤職員含めて全部で11人ですから、そのうち半分以上は問合せ対応などに労力を取られて、そこに災害が起ると、もう何もできないという状況になってしまいます。また、自治体の保健所に行きますと、一つのラインで、食品衛生と感染症対策と動物愛護も担当しています。やはり食中毒を防ぐのが最優先になってしまいますので、限られた行政資源がどこに使われているのかということは、理解していただく必要があると思っています。

続いて、殺処分数についてですが、これは、2014年に国会図書館が調べたデータです。それを環境省で加工しておりますが、これによれば、イギリスで犬猫の殺処分数は大体4万2000頭ぐらい。アメリカでは犬猫270万頭が殺処分されていました。こうしたことを調べてみて分かるのは、結局、国ごとの殺処分数の比較は、統計の取り方が全く違うので分からないということ。飼えなくなった動物も、欧米では飼い主責任での安楽殺が相当多いと言われております。また、野外にいる個体は、銃で駆除されてしまう。しばしば日本は欧米に比べて非常に殺処分数が多いといわれるのですが、統計の取り方が異なるので比較には適さず、単純にはそうは言えないのかなと思います。

それから、動物収容・譲渡施設。欧米のシェルターは、民間施設で民間資金で運営されています。日本は税金で運営して自治体の施設になっています。欧米が素晴らしいのは、こういう活動をされる民間団体に何十億円って寄付金が集まる場所です。そうした寄付金が日本ではなかなか集まらない現状においては、行政である程度は取り組んでいかざるを得ないのですが、税金で運営するとなるとどこまでやるのか、国民的にしっかり議論しなきゃいけない点だと思います。

それから保護の対象となる動物も違います。日本の場合は野良犬、野良猫が多いのですが、欧米の場合は野良の数は少なく、保護されるのはほとんどが、人が飼っていた動物だそうです。そうするとシェルターで譲渡するときに、人が飼っていたものを譲渡するのと、ずっと外にいて人間を怖がっていた野良犬を譲渡するというのは、かなりハードルの高さが違います。

これが引き取り数の内訳ですね。犬も猫も大体所有者が分からないものが85%前後です。所有者不明の中には、捨て犬、捨て猫とかもあると思いますが、おそらく、犬の場合は大体3分の2か、4分の3ぐらいは野良犬として産まれてきた動物たち。猫の場合は、8割前後は野良猫として産まれてきた猫たちじゃないかと思っています。

ここで、ちょっと話が変わりまして、動物愛護と動物愛護管理行政のジレンマと書いております。西洋の自然観は、人と物の二分法です。日本は、アニミズム的な自然観で、動物は命あるものと考えますが、西洋では、動物は意識のある、感受性があるけど、物だと考える。ですから、日本では動物が活着していることに意義を置く。一方、西洋では苦痛を与えないことに意義を持つ。これがいわゆる

動物愛護と動物福祉の違いなのではないかと思っています。この動物愛護と動物福祉には一種のジレンマのようなものが生じている気がします。例えば、高齢化した老犬がいて自分でも立てないので、飼い主が一生懸命介護するという状態は、動物愛護として見ると、それは愛情を注いでいて当然に見えますが、西洋のアニマル・ウェルフェアから見ると、飼い主の自己満足で動物に苦痛を与え続けていると思われるかもしれない。下手をすると虐待と言われかねない面もあります。同じ動物の取扱いについて、どちらの視点から見ると、全然違う評価になってしまう。そうした介護を虐待と言われたくないのが私たち日本人なんですよね。このジレンマを乗り越えていく必要がある。

それからもう一つ悩ましいのは、科学と法律というのは、基本的に西洋から明治時代に輸入したものの。動物愛護管理行政も法律である以上、西洋の流れに属している。そうすると、動物愛護という思想と、動物愛護管理行政の間にも一種のジレンマが生じてくるのではないか。こういったジレンマを乗り越えるために何が必要なのかと考えて、寛容な態度でやってくしかないのではないかと考えました。絶対にこれはこれと言っていると、先ほどのようなケースの悩みを乗り越えられない気がします。

今の動物愛護管理行政は、負の状態を解消するための取り組みが中心だと思っています。これをよりよい社会を築いていくための取組にしていくためにどうするのか。前回の法改正では、人と動物が共生する社会の実現が謳われました。そのためには何をしていく必要があるのか。どういう社会を目指すのかを全然議論してきていないんですよね。殺処分数が少なくなればそれだけで、人と動物が共生する社会になれるのかというと、そうではないと思います。目指すべき社会の将来ビジョンをしっかりと作る必要がある。

動物愛護管理法の法目的をもう一回確認しておきますが、この「愛護」と「管理」と二つございます。法益、法律上の目的は何かといいますと、愛護は、国民の間に動物を愛護する気風を招来する、言い換えれば、公序良俗です。ですから、動物虐待などは、社会の公序良俗としては良くないから、そうした公序良俗をしっかりと守りましょうというのが、愛護の方の目的です。一方、動物の管理の方は、より具体的です。動物による人の生命、身体、財産への侵害の防止、あるいは生活環境の保全の支障を防止するということです。愛護よりも、管理のほうがより具体的。愛護のレベルだけでなく、動物の管理に関する要求水準も上がってきていると思います。例えば、犬の吠え声が近隣トラブルになるってケースも多いと思います。それは飼い主さんにしっかり飼っていただく、管理していただくことが、社会的ニーズとしても高まってきている。これをどうしていくのか。

愛護と管理を通じて、この人と動物が共生する社会の実現を図るということを、これをそろそろ議論していく時期なのかもしれません。私からは以上です。

6氏パネルディスカッション

西村: それではディスカッションに移りたいと思います。会場からご質問を幾つかいただいていますので、それについてお答えいただくということにしていきたいと思います。最初の質問です。かなり関心の高いところだと思いますが、親から離す時期について動愛法では現在7週齢以降ということになっていますが、これは8週齢じゃないと駄目なんじゃないかというご質問です。もう一つ、今日の講演では7から9週ということですがサーペル先生お話ありましたが、それより遅くなってしまうらどうなるのというご質問です。まずはサーペル先生にお聞きできればと思います。

サーペル: エビデンスによると親兄弟と子犬を引き離すのに7週であればいいと。それより早いと、ストレスを感じて長期的にその犬の行動に影響するようです。しかし私たちの研究のエビデンスでは、7週でも8週でも9週でもそれほど大きな差は見られませんでした。この3週の間であればそれほど違いはなく、さらにもっと先になって10週齢から12週齢でもそれほど悪くはありません。それより先になってしまうと良くありません。基本的には7週齢から9週齢の間であればいいと、それが最適であると考えております。ですから少なくとも8週齢でなければいけないというのであれば、それが安全圏であろうとは思いますが。ただエビデンスでは7週でも9週でも構いません。

もう一つは、犬種によって成熟のスピードが違うということです。ただそれぞれの犬種ごとに、何が一番いいかということを行うだけの十分なエビデンスはまだありません。今日私の基調講演でご紹介したデータは全てアメリカのデータです。状況に応じて異なることもあるかと思っておりますので、日本でも同じ調査を行う必要があると思えます。

西村: この例が問題を解決するとき科学を使うということの大きなメリットということになると思えます。ただその科学自体がまだ完璧なものではないので、今の段階で7がいいのか、8がいいのか、9がいいのかということについては、よく分かってないということですね。今の点については、菊水先生にもコメントをいただければと思います。

菊水: サーペル先生が言われた通りだと思っていて、彼のデータはアメリカで取っているもので、飼われている犬種は日本と大分違います。犬種が違うことといえば発達の時期が違う可能性を十分に含むので、日本でのデータを取るということがすごく大事になってくるんじゃないかなと思います。

西村: それが夏か秋頃に出てくるということですね。そのデータを待って、もう一度ディスカッションをする、これが社会的な合意を得るステップってことになるかなと思います。それでは次のご質問に行きたいと思えます。サーペル先生のデータからもブリーダーから直接入手するのに比べて、ペットショップからの入手した子には問題行動が多い。だからペットショップでの生体販売を認めるべきではないというご意見です。これについてはいかがでしょうか。

菊水: 今回のサーペル先生のその疫学調査で分かったことは、かなり差があるのは多分事実だと

思います。そのペットショップとブリーダーの一体何が違うのかっていうのを突き詰めないときつと分からないと思っていて、そうすると遺伝的なこと、犬種のことを考えなきゃいけないと。非常に多くのファクターが間に挟まれていて何が本当のクリティカルな原因かが分からない限りは科学的なその解決策がきちつと提示ができないと思っていますので、それも今後、研究課題の一つと思っています。

則久： 生体販売の制限の話って、良くいわれるドイツの場合って、ペットショップの規制じゃなくて、一般の犬の飼い主さんみんなに規制がかかっているんですよね。それが等しくブリーダーにもペットショップにもかかっている。日本での議論の場合、個人や第2種のシェルターはいいけども、ペットショップとブリーダーは命を売って金もうけしているから厳しくすべきというようなご要望をよくいただくんですけど、それで本当に規制していいのかは悩ましいです。ドイツみたいに、日本でも一般の人もみんな同じ規制かけましようっていったら、今の自治体の現場はととも回らなくなります。

西村： 渋谷先生、法律の面からどういう風に考えられるかをお答え願いますでしょうか。

渋谷： 法律の面からペットショップの全面禁止ということになりますと、単に時間に対する規制だけではなくて、その仕事自体しちゃいけないという、ものすごく強い規制になりますので、本当にそのペットショップ自体が開業、営業しちゃいけないっていうことを根拠付けるだけの十分な合理的理由を、科学的な根拠を含めて説得的に見出していくべきだと思います。

西村： 日本の場合は犬を手に入れようと思うと、ペットショップのような非常に近い所が入手しやすいと一般の人は考えると思います。ブリーダーさんの所まで行って買うのは一般の人にとってなかなかハードルが高いと思うのですが、もしブリーダーがいいとした時に、そのアクセスを近くする方法はあるのでしょうか。

菊水： 私自身もスタンダードプードルを飼っていて、ブリードして時々子犬を取るんですけど、知り合いの知り合いから欲しいとか、次産まれたらっていうふうに割に2年、3年待たれる方が多くて、そういうパーソナルなつながりで結構ネットワークができるものなんですけど。そういう知り合いが地域とか、そういう犬の情報が流れるようなその工夫ができると、自治体とかもつという商店街とかでそういうのができるといいんじゃないかなと思うんですけど。

西村： 次のご質問に行きたいと思います。これは新島先生がいいかなと思うのですが、日本人特有の死生観が、動物福祉とか殺処分数の低下を妨げているのではないかと。獣医さんが積極的に安楽死を行うべきではないかという、かなりストレートなご質問ですがいかがでしょう。

新島： 先程もお話いたしました、科学的知見が示されていても、なお安楽死の決断に踏み切れないという、古くからの死生観や動物観由来の行動選択が表れている部分だと思います。死生観

や動物観は私たちの文化ですから、そこを簡単に変えるのは難しいと思われます。ですので、安楽死の判断の是非が動物にもたらすメリット、デメリットの情報をさらに提供していくことが、飼い主さんが決断する時に非常に役に立つと思います。

西村： 多分今のご質問は、サーペル先生にはよく分からないと思います。獣医師の仕事の中で一番嫌なのは安楽死ですね。自分がこの犬殺しちゃっていいのかすごく悩むのですよ。飼い主さんはもっと悩む。家族としての動物を家族と同じような感覚で考えてしまうので安楽死に踏み切れないという側面はあるのだろうなと感じています。菊水先生は安楽死についてはどういう考えをお持ちですか。

菊水： 話しかけて反応が見えないのか、どうしても感覚的にもう飼い主がいることも理解できてないような状況っていうのは、もう苦痛を取り除くっていう意味で安楽死を選択してもいい一つの基準じゃないかなとは思っています。

西村： 犬種の違いという話が出てきましたので、それについて掘り下げてお聞きします。日本で飼われている犬と欧米で飼われている犬ということに関して、性格等に違いがあるのでしょうか。

菊水： サーペル先生との共同研究で一応 C-BARQ で、日本犬とヨーロッパの犬種で何が違うか調べたものを発表しました。一番違うのは愛着行動ですね。飼い主に寄ってきてベタベタするかっていうのと、日本犬、柴犬、秋田犬は非常にスコアが少ないです。欧米犬種は高い値になります。

今回主のトピックの一つである、発達の段階がどのくらい日本犬と欧米犬で違うのかというのはまだ全然データがなくて、犬種ごとにその発達のプロセスをしっかりとビヘイビアとか内分泌のパラメーターを取って積み重ねていく作業って、今後必要になるんじゃないかなと思います。

西村： それでは次の質問です。新島先生にお答えいただければ一番いいと思うのですが、世の中には科学なんてくそくらえと言う人がいたり、証拠に基づかないことは何もやっちゃ駄目っていう人もいます。そのような意見をまとめるためには、周りがどう行動すればいいのかとお考えでしょうか。

新島： 飼い主さんのお話を伺うと、ペットを飼うことは自分の私的領域での家族内のこと、身内のことだという感覚をお持ちの方が、非常に多いと感じます。自分が好きな所から好きな種類の動物を買ってきて自宅で飼っているのになんで文句があるんだと。だから獣医師の先生が色々言っても、欲しがるままに与えてしまって丸太のようになってから病院に連れてくるとか、そういう飼い主さんのお話を動物看護師になった卒業生から聞くことも頻回あります。ですが、動物飼育は命を預かることです。私的領域で普段やりとりしますが、公的領域である動物病院に連れていったり予防接種受けさせたりもしているわけで、半プライベート、半パブリックという意識を持っていただくことが、まずは必要かなという気がしております。すると科学はくそくらえっておっしゃってはいるけれども、やはり社会を回していくには意見を調和させなくてはいけない。それには科学的知見もその判断根拠になり得るわけですから、そういったところから少しずつご理解を示していただくようにというのはどうでしょうか。

西村： 社会的な意識を全体に高めていくことは、非常に重要だということだと思うのですが、飼い主さんの責任、飼う側の責任も大きいということですね。それについては、みんなが情報発信をする努力が大切ですね。少しずつコツコツやっていくことは必要だと思います。

次は則久室長にお聞きしたいのですが、終生飼養ということが今強く言われています。日本のやり方だと税金を使ってやるということになるのですが、どう考えておられるか教えてください。

則久： 昨年末に、イギリスの RSPCA の方にお話を伺ったんですが、イギリスでは終生飼養は政策にしていないとのこと。なぜならば、飼う人それぞれの事情があるのに一生飼いなさいというのは、そこまで求められないからだっておっしゃっていました。欧米のシェルターは、殺処分をゼロにするためのシェルターじゃなくて、飼えなくなったらすぐに手放して、また新しい飼い主さんの所に(動物が)出ていくための施設だと思ふんですね。社会がポジティブに回るための環の中に組み込まれている感じがするのですが、日本のシェルターって、殺処分をゼロにするために、無理して預かって結局譲渡に出せなくて、みなさん、苦しい状況になっているんだと思います。

動物福祉の考え方に立てば、動物がどんなに苦しんでいてもずっと生かし続けなさいということが終生飼養ではないと思います。そこには、安楽殺というのも選択肢としてあっていい。あと、終生飼養をやると当然コストがかかります。海外みたいに、動物を保護して民間シェルターに置いて譲渡する活動が、民間資金、寄付金で回っているのであれば、あまり気にしなくていいのですけど。日本みたいに税金を使って行政で担わなきゃいけないってことになると、そこはどこかで線を引かないといけない。現実的には人間の福祉とか教育とかそういった諸々の行政需要との兼ね合いの中でやっていかなきゃいけないのが行政としての悩みであり、それを判断するのが行政の責任ですよ。

西村： 次のご質問に行きたいと思います。渋谷先生にお聞きしたいのですが、法律を作るときに動物観なり生命観というのに関わってくると思います。先ほどのお話で法律の場合には主体は人か法人で、動物とか物吐は客体になるということですね。これは海外の法律はどうなのでしょうか。

渋谷： これは海外でも同じだと思いますね。日本がむしろ海外の法律を承継してきた、参考にしてきたので発想としてはほぼ一緒だと思います。

ドイツでは民法で動物は物ではない。命ある物として認めるけれども、その効果というのは物に準じるというそういう法律を作ったんですね。そういう法律を日本でも作ることは可能ですが、どこまで違うのかは、まだドイツでもそんなに具体化はしてないですね。

西村： 次に則久さんにお聞きしたいのですが、行政側としてはそれをどういう風に考えていますか。

則久： 動物愛護管理法では、基本原則で動物は「命あるもの」。でも、他の法律にいくと、基本的には、「物」っていう扱いになっていて、他人の動物を虐待して殺したりすると、器物損壊罪。そういう物扱いはひどいとお叱りをいただくわけですけど、僕らだっておかしいと思いますよ。おかしいとは思

うけども、法律の体系としてはやっぱり権利の主体であるのは人か法人で、権利の客体というのが物であり、動物も自然環境もみんな権利の客体になってしまう。これは西洋の考え方がベースになっていて、その近代法体系を日本に輸入して、それをういて日本は近代国家を作ってきた。ですから、どうしても法律上、動物は物だということは現実的にやむを得ない面があると思います。

命ある物として大事にするというのは、道徳とか倫理の領域だと思うんです。社会全体として法律の理念を呼びかけるとかならいいんですけど、刑罰をもって接するとなったときに、どこまでやっていいのかというのは、すごく微妙です。動物の愛護と管理には、社会的規範がないと申し上げましたが、それをしっかり作っていかないと、日本の動物愛護管理、動物福祉というのは、この先、ステップアップしようとしても、そこが大きなハードルになりそうな気がしています。

西村： この辺でまとめに入りたいと思います。まずサーペル先生から。

サーペル： 法律にせよ、法的な政策にせよ、何でも決定をする際には証拠に基づいたものでなければいけないと思っております。時には、その証拠が十分に強くないということもあるということを含めざるを得ません。ですから私たちはもっと強い証拠を出すようにしなければいけませんし、研究や発見を続けていかなければいけないと思います。そしてそういう良い証拠に基づいて、政策の変更とか法律の改正をしていく必要があると思っております。

菊水： 僕は科学者なので、社会における役目というのは、科学的にできるだけ普遍性の高い研究成果を出すということだと思っています。もちろんそれが社会に出たときに万能薬であって全てが、科学が世の中を解決するわけではないので、そこは社会に出ていくときには、もう一回皆さんと深い議論をしながら進めていくしかないと思っています。

渋谷： アメリカにおける悪法で禁酒法があり、1920年から1933年までアルコールを売っちゃいけない法律がありました。日本における悪法が江戸時代に作られた生類憐れみの令です。動物愛護的発想から作られたものですが、一般人からはほとんど受け入れられず反対されたわけです。今後も動物愛護改正があると思うんですが、この日本における経験を踏まえて、決して違憲と言わない合理的根拠があることを確認しながら活発な議論を深めて、前向きに考えたいと思っています。

新島： よく科学的といわれるときには理科系の科学に重きが置かれている気がいたします。でも、理系の実験結果を示されても、それだけではうまく回らない、両立しない曖昧模糊な部分が私たち生き物がつくる社会ですから、どうしても出てきてしまうわけです。そういった部分をどうしていくのか。例えば、神に見られているという意識を持つよりも、むしろ世間がどう思うかを非常に気にするという日本人の特性を、そういった社会意識をうまく使っていきたくらいだと思います。先程、動物愛護の根拠は公序良俗、これを乱さぬことが目的だとのお話がありました。公序良俗も世間をざわざわせないためにあるものですから、世間が、社会はどう思うのかをアピールしていくことが、やはり大事かと思えます。

それから、シェルターが外国では循環や譲渡のためにうまく回っている。それを日本で回していくためにどうすればいいのか。日本人は新しい物好き、成犬よりも子犬がいいとか、女房と畳は新しい方がいいとか、そんな表現があるような国ですので、新しいものだけに価値を見いだすのではなくて、例えば少し大人になった動物の方がこういう魅力があるといったアピールなどを積極的に行うことも必要ではと考えております。

則久： 去年の年末にイギリスの RSPCA・王立動物虐待防止協会の方のお話を聞いて、すごく印象に残ったのですが、RSPCA って世界最大の動物愛護団体、民間団体です。その方から、行政による規制というのは権力による個人に対する人権侵害なんだから、ちゃんとした根拠がないものをやっちゃいけないと言われました。かといって、根拠とか理由が科学的に示せたからといって日本人の動物に対する思いを踏まえると、それだけで良しとしていいのかというのは日々悩んでいるんです。今日は、皆さんに、一緒に悩んでいただきたいということで企画したのがこのシンポジウムです。

規制をかけるということは、それなりの理由がなくやったら、個人の権利や営業の自由の侵害になるかもしれない。法目的の人と動物が共生する社会のイメージは全然議論していませんということを申し上げました。動物福祉の先進国といわれている他国を見ると、ブリーダーであれば、ブリーダーの団体が厳しい自主規制をしているとか、飼い主責任を学校教育で教えているとか、動物の保護や譲渡活動は民間団体がお金を集めてやっているというように、かなり多くのステークホルダーが、それなりの役割を果たしている印象があります。それが、日本では、自治体で全部やりなさいみたいな感じがしてしまう。多様な主体が関わって取組みを進めていくためには、科学的な知見を押さえながら、かつ将来ビジョンも描いていくという取組みが必要と考えます。これはまだ個人的な考えであり、環境省の政策にもなってないんですけども。

西村： 今日のお話で科学的な根拠ってというのはすごく重要だということが分かりました。これはコツコツ作っていくしかないの、みんなで努力してやっていくということが必要だと思いました。考え方の違いというのも結構あるので、そこも踏まえて議論をしていく必要がありますね。最後に閉会のあいさつを、則久室長にお願いしたいと思います。

則久： 今回のシンポジウムで何か結論を得ることは考えていません。先ほど悩みを共有したいと申し上げましたが、まだまだやらなきゃいけないこといっぱいございます。いろんなテーマがありますが、皆さんに持ち帰っていただいて、いろんな捉え方で多角的に物事を見ていただきたい。途中、寛容さが大事じゃないかということも申し上げました。寛容でありながらも、しっかり問題を見極めて取り組んでいくことが大事だと思いますので、正確な情報と科学的知見を踏まえて、さらに皆さんの持っている思いも踏まえて考えていきたいと思っています。日本が本当に人と動物が共生するいい社会となるように取り組んでいきたいと思っています。今日はどうもありがとうございました。